

「<七十七> N I S Aデビューキャンペーン～N I S A始めるなら今がいいさ！～」の実施について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、当行でN I S A口座をご開設されたお客さまを対象とする、「<七十七> N I S Aデビューキャンペーン～N I S A始めるなら今がいいさ！～」を実施いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、努めてまいります。

記

1. 名 称

<七十七> N I S Aデビューキャンペーン～N I S A始めるなら今がいいさ！～

2. 内 容

項 目	内 容
対象となるお客さま	携帯電話番号のお届けを行っていただいたうえで、期間中にN I S A口座（注）の開設手続きが完了された個人のお客さま 注. 一般N I S A、つみたてN I S AおよびジュニアN I S Aいずれも対象といたします。
特 典	対象となるお客さま全員に「選べるデジタルギフト Giflet（ギフレット）」（注）1,000円分をプレゼントいたします。 注. ギフレットは、Amazon ギフト券、Google Play ギフトコード、図書カードネットギフト等、利用先を選択してご利用いただけるデジタルギフトです。

3. 実施期間

2023年4月24日（月）～2023年10月31日（火）

4. 対象店

投資信託取扱店（東北地区の全営業店（一部の出張所を除く）および札幌支店）

本キャンペーンの詳しい内容については別添のチラシをご参照ください。

以 上

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言 ～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



もっと、ずっと、地域と共に。

〈七十七〉

デビューするシカ!

NISAが
いいね!

NISA

デビュー キャンペーン

~NISA 始めるなら **今** がいいさ!~

2023年4月24日(月)~2023年10月31日(火)

期間中にNISA口座を開設したお客さま **全員** に
「選べるデジタルギフトGiflet(ギフレット)」

1,000円分プレゼント!

一般NISA つみたてNISA ジュニアNISA いずれも対象となります。

※2023年10月末までにNISA口座開設手続きが完了した個人のお客さまが対象となります。

※携帯電話番号の届け出が必要となります。

[ご注意事項]

- 実施期間終了時点でNISA口座が解約されている場合は対象外とさせていただきます。
- 銀行に携帯電話番号を届け出していない場合は対象外とさせていただきます。
- NISA口座開設申込をし、2023年11月1日以降に否認となった場合は対象外とさせていただきます。

プレゼントに
ついて

- 自動エントリーいたしますので、お客さまによるご応募は必要ありません。
- 2023年12月に携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)にて送信いたします。
- 店頭で説明書をご用意しております。
- 今後予告なく本キャンペーンの内容を変更、継続、または取扱いを中止する場合があります。

また、季節等に応じて、同様のキャンペーンを実施する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

投資信託取引
口座の開設に
ついてはこちら!



新NISAについて
くわしくはこちら!



Giflet 「Giflet(ギフレット)」は、ジャックス・トータル・サービス株式会社が発行するデジタルギフトサービスです。

- ◆取扱店は東北地区の全営業店(一部の出張所を除く)および札幌支店となります
- ◆くわしくは、お近くの〈七十七〉窓口までお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
- ◆店頭で説明書をご用意しております。
- ◆今後予告なく本キャンペーンの内容を変更、継続、または取扱いを中止する場合があります。

また、季節等に応じて、同様のキャンペーンを実施する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

「Giflet(ギフレット)」に
ついてくわしくはこちら!



インターネットバンキングによる
「携帯電話番号の届け出、確認の方法」や
投資信託のご注意事項については
裏面をご覧ください。



七十七銀行

2023年4月24日現在

「選べるデジタルギフトGiflet(ギフレット)」は携帯電話のSMSでお送りいたしますので、携帯電話番号の届け出が必要となります。

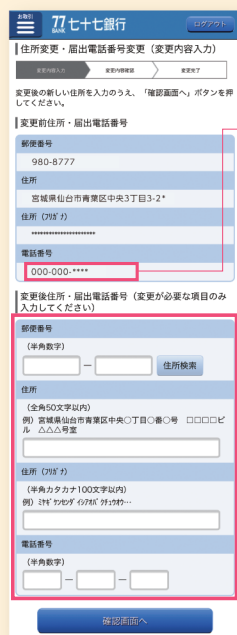
携帯電話番号の届け出・確認の方法 ※七十七銀行アプリにて、ワンタイムパスワードの利用開始登録が必要となります。



七十七銀行アプリに
ログイン後のトップ画面
[サービス]を
タップします。

「サービス」から[住所変更・
届出電話番号変更]の項目
を選択します。
※項目選択後、インターネッ
トバンキングのページに
遷移します。

七十七銀行アプリ
について
くわしくはこちら



「変更前住所」の「電話番号」に既に携帯電
話番号がご登録されているお客さまは手
続の必要はございません。

携帯電話番号が登録されていないお客
さまは、**変更が必要な項目**を入力してく
ださい。

※当座預金、各種ローン(カードローンを除く)、マル優、特別マル優、財形預金等のお取引をご利用いただいている場合、または口座開設後一定期間経過していない場合はお取扱いできませんので(七十七)窓口にお問い合わせください。

インターネット
バンキングについて
くわしくはこちら



携帯電話番号の届け出は、お近くの店舗でも受付しております。

投資信託のご注意事項

投資信託のリスクについて

- 投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券等に投資するため、以下の要因等により、投資元本を割込むことがあり、元本および配分金が保証されている商品ではありません。
 - ① 組入株式の価格の下落、金利変動等による組入債券の価格の下落
 - ② 組入株式・組入債券等の発行者の経営・財務状況の変化
 - ③ 海外の株式・債券等への投資における為替相場の変動
- 換金可能日に制限(クローズド期間等)がある投資信託商品は、換金できない場合があります。

投資信託ご購入にあたってのその他のご留意事項

- 投資信託をご購入の際は、投資信託取扱店にて最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」等をお受け取りいただくか、「インターネットバンキング」において最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」等をお読みいただき、商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分ご理解のうえ、ご自身のご判断でお申込みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 「インターネットバンキング」において投資信託の募集・購入・解約・買取の申込、(七十七)積立投信にかかる各種申込、保管・残高・取引履歴の照会等をご利用になるためには、当行本支店窓口または七十七銀行口座開設アプリにて「投資信託取引口座」をあらかじめ開設していただき、別途インターネットバンキングに「投資信託指定預金口座」を登録していただく必要があります。

投資信託の諸費用について

1. お客さまに直接ご負担いただく費用

お申込手数料(当行取扱ファンド)	お買付金額(約定金額)に対し最大3.3%(消費税込)
信託財産留保額(当行取扱ファンド)	ファンドの基準価額に対し最大0.7% ・ご換金時に上記割合が差し引かれます。

2. 間接的にご負担いただく費用

信託報酬 (当行取扱ファンド)	ファンドの純資産総額に対し最大年率2.2%(消費税込) ・運用期間中、ファンドの純資産総額から上記割合が差し引かれます。
その他費用	資産の運用・保管・管理等に際し、有価証券売買手数料等の諸費用等が発生いたしますが、これもお客さまに間接的にご負担いただく費用となります。

※お申込手数料、信託財産留保額および信託報酬はファンドにより異なるほか、運用等に際し発生する諸費用等については、今後の運用方法等により変化するため、詳細を掲載しておりません。詳しくは各ファンドの最新の「投資信託説明書(交付目録見書)」等をご覧ください。なお、手数料等諸費用の合計額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

[NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座ご利用にあたって共通のご注意事項]

- ・ NISA・つみたてNISA口座は日本にお住まいの個人のお客さまで18歳以上の方(口座開設年の1月1日時点)が口座を開設できます。ジュニアNISA口座は日本にお住まいの個人のお客さまで18歳未満の方(口座開設年の1月1日時点)が口座を開設できます。
- ・ 七十七銀行ではNISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座開設には、投資信託の口座開設が必要です。
- ・ NISA・つみたてNISA口座は全金融機関を通じて、同一一年において一人一口座のみの開設となります(金融機関変更をした場合を除く)。金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA・つみたてNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA・つみたてNISA口座でしか購入することができません。
- ・ NISA・つみたてNISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- ・ 七十七銀行でのNISA・つみたてNISA・ジュニアNISA対象商品は株式投資信託のみです。
- ・ NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座は他の口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。
- ・ NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座には非課税投資枠(NISAは年間120万円・つみたてNISAは年間40万円・ジュニアNISAは年間80万円)が設定されており、株式投資信託等を一度売却した場合、その分の非課税投資枠を利用した再投資はできません。
- ・ NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座預かり分発生した収益配分金を再投資する場合でも非課税枠を利用することとなります。中長期投資のための制度であることから、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適しません。
- ・ 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ・ 投資信託における配分金のうち元本戻戻金(特別配分金)は従来より非課税であり、NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA口座での制度上のメリットは享受できません。
- ・ つみたてNISA制度とNISA制度は併用できません。どちらかを選択する必要があります。

[つみたてNISAご利用にあたってのご注意事項]

- ・ つみたてNISAをNISAに変更する場合は、1月から12月までを1年の単位として1回のみ変更できます。
- ・ つみたてNISAにおいては、定期的かつ継続的に対象商品の買付を行っていただきます。つみたてNISAで1回限りの買付とする契約はできません。
- ・ つみたてNISAは非課税期間の20年経過後時点まで、契約は終了となります。非課税期間の20年経過後、新たなつみたてNISAへの受入れはできません。
- ・ つみたてNISA契約により買付けた対象商品の信託報酬等(概算)は、つみたてNISA契約者に年1回通知されます。

[ジュニアNISAご利用にあたってのご注意事項]

- ・ ジュニアNISA口座は全金融機関を通じて一人一口座のみの開設となります。またジュニアNISA口座は金融機関の変更はできません。
- ・ ジュニアNISA口座において運用できる資金は、口座名義人(お子さま・お孫さま)の資金に限られます。口座名義人以外(親権者・運用管理者)の資金により運用が行われた場合には所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる場合があります。
- ・ 口座開設者が3月31日時点で18歳である年の前年12月31日までは、原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。払出しを行った場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた利益等については非課税の取扱いがなかったものとみなされて課税されます(災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。この場合もジュニアNISA口座は廃止されます)。

ご不明な点がございましたら、投資信託取扱店の担当者または本部(担当部署)までお問い合わせください。

投資信託取扱店 ■ 東北地区の全営業店(一部の出張所を除く)および札幌支店

本部(担当部署) ■ 営業統括部 ウェルスマネジメント室

商号等:株式会社七十七銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

七十七銀行SNS公式アカウント
キャンペーン情報や各種サービス、地域の情報をお届け!



ダウンロード
はこちら!

